

平成 31 年度「LIP.横浜」
ライフサイエンス分野における中小・ベンチャー企業への出口戦略研究
に関する業務委託

横浜ライフイノベーションプラットフォーム（LIP.横浜）と
公立大学法人横浜市立大学先端医科学研究センター
コミュニケーション・デザイン・センター（YCU-CDC）との連携事業

テクニカルイラストレーション作成支援募集要項

横浜市では、平成 28 年 12 月から健康・医療分野*のイノベーションを持続的に創出していくための産学官金の連携による「横浜ライフイノベーションプラットフォーム（以下「LIP.横浜」と言う）を推進しています。

*健康・医療分野とは、創薬、医療機器開発、診断技術開発、予防医療、再生医療、介護・福祉、健康サービスなどを指します。

本事業では、LIP.横浜の協力機関である横浜市立大学内に平成 30 年度に設立されたコミュニケーション・デザイン・センター（以下、「YCU-CDC」と言う）と連携し、市内中小・ベンチャー企業への新たな支援策として、製品・サービス・技術のテクニカルイラストレーション作成支援を実施します。

テクニカルイラストレーションとは、各分野における先進的な科学的説明や技術を、専門家ではない方々にもわかりやすく伝えるため、そのビジュアル化や説明の抽象化をした絵・図表などを指します。

1. 募集内容

医療・健康、生命科学分野でご活躍、またはこれから参入希望のある方を対象に、展示会やプレゼンテーション・ピッチ等のビジネス・マッチングや商談時に有用なイラストレーションの作成希望のある方を募集いたします。

具体的には、

- ① プレゼンテーション・ピッチの際に、自社製品・サービス、技術説明のためのイラストを自社で独自に描いているが、思うような表現ができないでいる
- ② 展示会に出展予定だが、そのポスターに挿入する視認性の高いイラストがほしい
- ③ スライドやパンフレット、ウェブサイト上で、自社の強みを周知させるためのキャッチーなテクニカルイラストがほしい

等のご希望に出来る範囲で対応いたします。

上記以外にも具体的なご利用場面を想定されている方の相談も承りますので、ご相談ください。

2. 採択数と事業の進め方

6件を上限とします。

詳細は別途個別に相談させていただきますが、今回、提供させていただくイラストは、一点のみとし、数ページに亘る資料の挿絵などに関しましては対象外といたします。

事業の進め方としましては、採択通知後、

- (1) 対面打ち合わせの実施（御社に当センターのメンバーがお伺いします）
- (2) イラスト作成に必要な資料・情報等の当センターへのメールなどによる提供
- (3) ラフスケッチなどを当センターで作成し、打ち合わせ（場所については応相談）
- (4) ラフスケッチで合意した内容で、イラスト案を作成。共有
- (5) 対面打ち合わせやメール・電話などでのやり取りを踏まえて、最終案を作成し、イラスト納品

※納品完了後、振り返りの打ち合わせや、YCU-CDC から横浜市への報告に際しご協力いただく可能性があります。

3. 申請者の要件

次の A および B を満たす者とします。

A-次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- (1) 次のいずれにも該当しない者
 - ① 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年横浜市条例第 55 号（以下、条例という）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
 - ② 法人にあつては、代表者または役員のうち暴力団員（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者がある者
 - ③ 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当する者
- (2) 本事業の対象となる事業の申請者であること
- (3) 横浜市税および横浜市に対する債務の支払い等の滞納がない者
- (4) 宗教活動または政治活動を主たる目的としていない者
- (5) その他関連法令を遵守している者
- (6) 本事業の趣旨を理解し、円滑なコミュニケーションを取ろうとする意思のある者
- (7) 本募集要項にある記載内容を理解し、同意する者

B-A に該当する者のうち、健康・医療分野の事業を行う中小企業であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者としてします。

- (1) 横浜市内に申請事業を実施するための拠点を有する者
- (2) 横浜市内に本店を登記している者

※用語の定義

本募集要項における「中小企業」とは、次のいずれかに該当する者としてします。

- ア 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に定める中小企業者
- イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に定める事業協同組合、事業協同小組合協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会（以下「中小企業組合」という。）
- ウ 技術研究組合法（昭和 36 年法律第 81 号）に定める技術研究組合であって、直接または間接の構成員の 2 分の 1 以上が中小企業で構成されている者

※不正の行為によって横浜市助成金交付等を受けた者は、当該行為により助成金の交付等を取り消された日から 5 年を経過した後でなければ、申請できません。

4. 実施期間

選定通知日（7 月 8 日頃を予定）から令和 2 年 1 月 31 日頃まで。

各社のイラストレーション作成には、初回打ち合わせから完成まで、概ね 2 か月弱かかる予定です。

また、1 年間で 6 件のイラストを作成するため、納品時期について必ずしもご希望に合致しない場合があります。

5. 申請方法

- (1) イラストレーションの作成を希望する方は、YCU-CDC のメールアドレス ycu_cdc@yokohama-cu.ac.jp 宛てメールにて申請書類を送付してください。
（件名は、「申請書類の提出 御社名」）
- (2) 申請書の様式は、YCU-CDC のホームページ内 NEWS ページの該当箇所からダウンロードしてください。 <http://y-cdc.org/news/>
- (3) 申請書類は、
 - ① 必要事項を記載した申請書

- ② 御社の概要が分かる企業パンフレットのデータ、もしくは、ウェブサイトの URL
- ③ 今回イラスト化したい内容が分かるような補足資料（資料の形式は任意、既存のスライドを PDF 化したもの等でも構いません。）

以上3点とします

(4) 提出期限

令和元年6月17日 16時30分まで

6. 採否

申請者から提出された申請書類の内容について

- (1) 本募集要項記載の本事業の趣旨に合致しているか
- (2) 希望する納品物が、当センターの知識・経験・技術で対応可能なものか
- (3) 納品物提供による社会的・経済的インパクトが期待できるか
- (4) 希望納品日が、当センターの対応可能なものか

以上の観点から、6社を選定いたします。

選定結果については採択決定後、メール等によって7月8日頃申請者に通知します。

7. 経費

基本的に無料で参加いただけます。しかし、打ち合わせなどのための交通費や印刷代などは自己負担となります。

8. 成果物について

本事業で作成したイラストレーション等の成果物は、採択された企業に帰属するものとします。ただし、成果報告や広報等の際には、当該企業と協議相談の上、横浜市及び YCU-CDC も使用できることとします。

9. 守秘義務、個人情報の保護について

- (1) YCU-CDC は、実施上知りえた企業の情報について、公にされている事項を除き、将来にわたって、自ら利用し、他に漏らしません。
- (2) YCU-CDC は、個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取扱いについて、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守いたします。

10. その他

ご希望に応じて、秘密保持契約等の個別契約も可能です。その場合、事業開始までに少しお時間を要する場合があります。

11. 問い合わせ先

〒236-0004 横浜市金沢区福浦 3-9

横浜市立大学先端医科学研究センター

コミュニケーション・デザイン・センター

ycu_cdc@yokohama-cu.ac.jp

045-350-4760

担当者：西井 正造、中沢 大